

証券取引等監視委員会の最近に おける検査概要について

平成25年3月6日

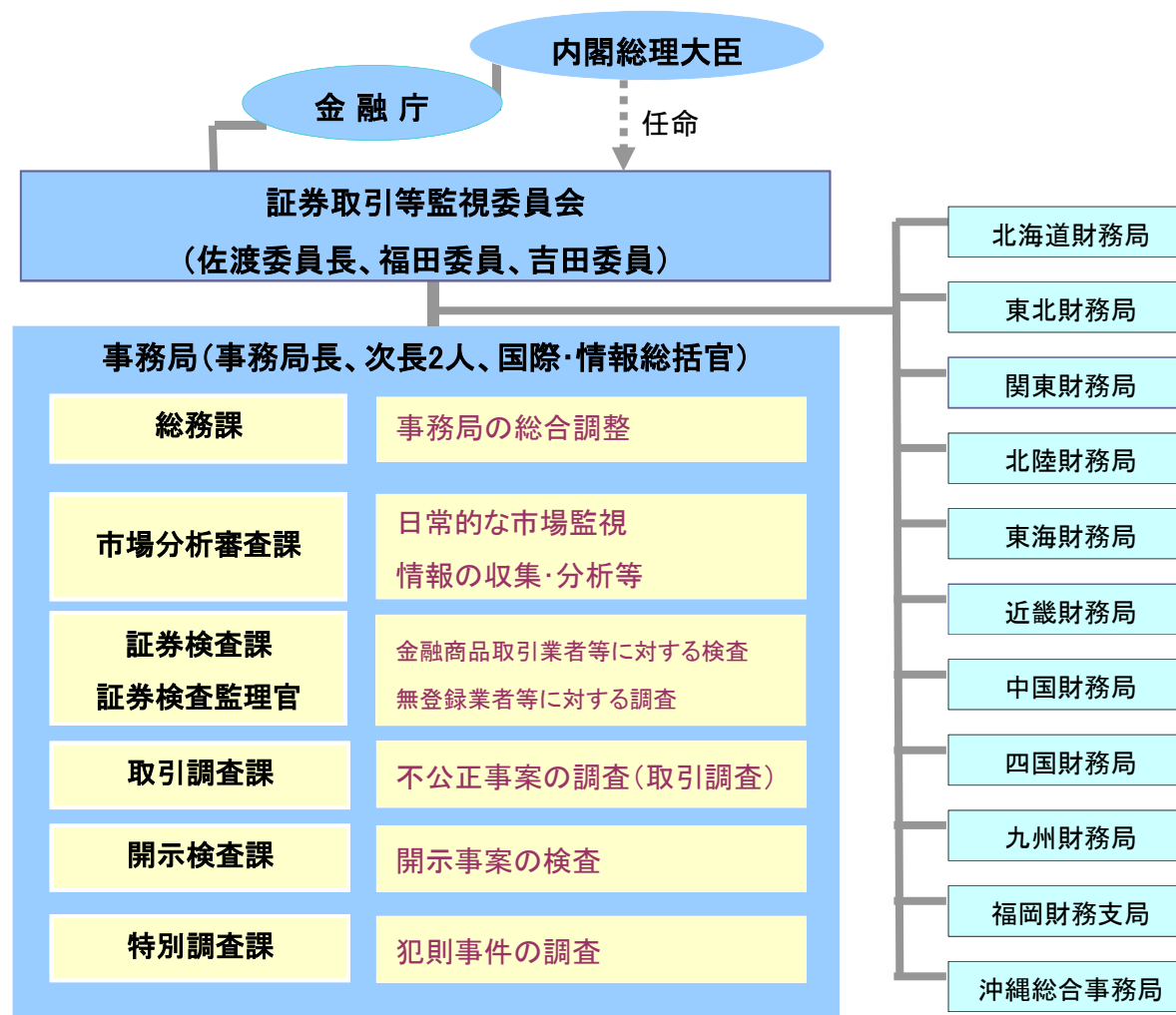
証券取引等監視委員会事務局

証券検査監理官 福地 伸昭

目次

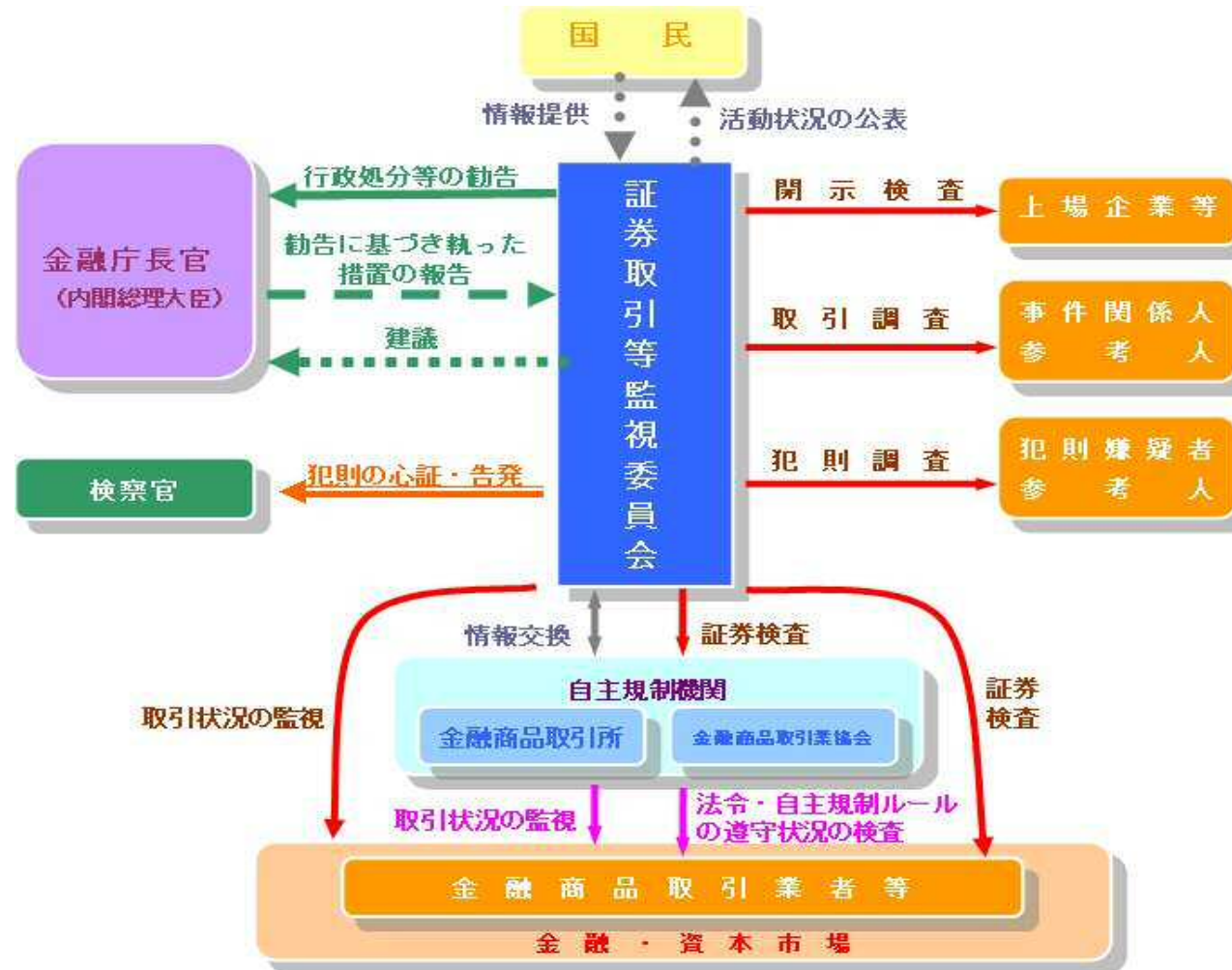
■ 第1:証券取引等監視委員会の組織	3
■ 第2:証券取引等監視委員会の活動概要	4
■ 第3:証券取引等監視委員会第7期活動方針	5
■ 第4:平成24年度証券検査基本方針等	6
■ 第5:証券取引等監視委員会の勧告・告発等の推移	11
■ 第6:検査実施状況等	18
■ 第7:平成24年度における検査指摘事項	19

第1: 証券取引等監視委員会の組織



※ 平成23年8月に、取引調査課に国際取引等調査室が置かれ、外国にある者が行う取引等に係る取引調査を行っています。

第2:証券取引等監視委員会の活動概要



第3:証券取引等監視委員会 第7期活動方針(抄)

(平成23年1月公表)

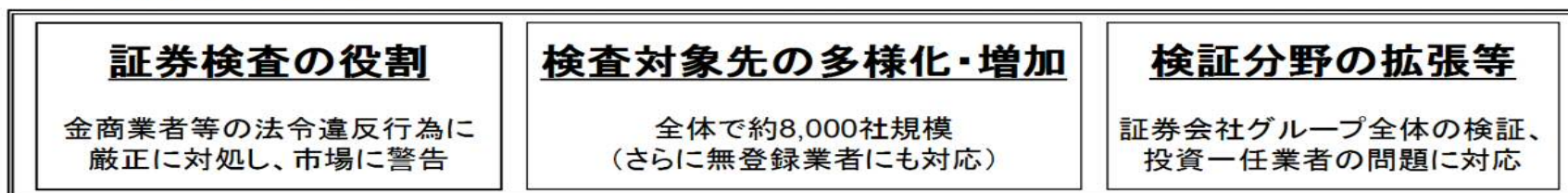
公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命・・・市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して
市場を監視
2. 基本的な考え方・・・「市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には
心強い存在」
 - (1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現
 - (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ
 - (3) 市場のグローバル化への対応
3. 重点施策
 - (1) 包括的かつ機動的な市場監視
 - (2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
 - (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施
 - (4) 課徴金制度の一層の活用
 - (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
 - (6) 自主規制機関などとの連携

第4:平成24年度証券検査基本方針等

平成24年度証券検査基本方針のポイント

《基本的考え方》

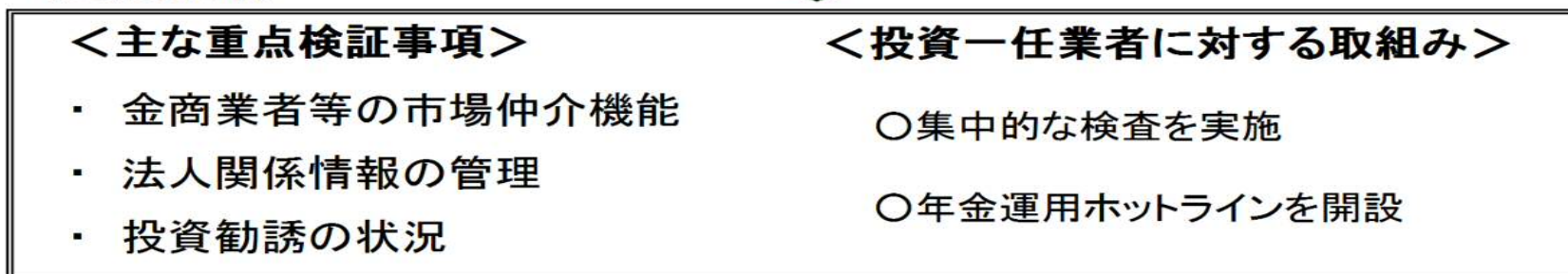


＜特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施＞

- ・ 業態、規模その他の特性、情報等を総合的に勘案し、リスク・ベースで検査対象先を選定
- ・ 業態と顧客の特性及び金融商品・取引に対するリスク感度を高め、情報の収集・分析能力を強化



《実施方針》



(参考1) 証券検査に関する基本指針(抄)(1)

I.1.

(1) 証券検査の目的

- ① 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すことを目的とするものである。
- ② 証券検査は、金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク管理態勢の適切性の確保を目的とするものである。
- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

(2) 証券検査の方法

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。

II.8.

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

(参考1) 証券検査に関する基本指針(抄)(2)

(8) 証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(13) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

(参考2) 金融商品取引業者等検査マニュアル(抄)(1)

[金融商品取引業者等のあるべき姿]

(1) 経営管理態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の担い手としての重大な社会的責任を認識し、投資者保護と公正な市場形成の観点から適切な経営を行わなければならない。

具体的には、経営陣が課された個々の役割を十分に果たすとともに、適切な経営方針の確立、監督態勢(指示・報告系統等)や内部管理・リスク管理態勢の整備等を行った上で、これらがその機能を適切に発揮し、業務が的確に遂行されるための経営管理を行うべきである。

(2) 法令等遵守態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の公正性及び投資者からの信頼を確保するとの観点から、法令等を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めるための法令等遵守態勢を整備すべきである。

(3) 内部管理態勢

金融商品取引業者等は、投資者に対して誠実かつ公正にその業務を営むことが自ら果たすべき役割であることを認識し、顧客管理、営業員管理、売買管理・審査など、その全ての業務が適切に行われているかを確認するための内部管理態勢を整備すべきである。

(参考2) 金融商品取引業者等検査マニュアル(抄)(2)

[金融商品取引業者等のあるべき姿]

(4) リスク管理態勢

金融商品取引業者等は、その営む業務に内在する種々のリスクを正確に把握し、これが実現することにより生じ得る損失を適切に管理することが、投資者保護ひいては金融システムの安定に欠かせないことを認識し、自己資本規制比率の適正水準での維持(第一種金融商品取引業者に限る。)や必要なリスク管理態勢を整備すべきである。

(5) 監査態勢

金融商品取引業者等は、法令等の遵守状況や各種施策の機能を適宜、若しくは定期的に評価・改善することが投資者の信頼保持に資するものであることを認識し、客観的かつ厳正な評価を行うための内部監査又は外部監査を行う態勢を整備すべきである。

(6) 危機管理態勢

金融商品取引業者等は、通常想定し得ない危機が発生した場合にも、その機能を極力維持することが、市場ひいては社会における無用の混乱の抑止に繋がることを認識し、可能な限りこれを回避、予防するための危機管理態勢を整備すべきである。

第5：証券取引等監視委員会の勧告・告発等の推移(1)

●証券会社等に対する行政処分等に関する勧告

年度	21	22	23	24
勧告件数	21	19	16	18
検査結果に基づく勧告	21	19	16	16
うち委員会検査実施分	8	4	7	7
うち財務局等検査実施分	13	15	9	9
取引調査・犯則事件調査に基づく勧告	0	0	0	2

(注)検査結果に基づく主な勧告事例は後記第7参照

●無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て

年度	21	22	23	24
申立件数	0	2	3	0

第5:証券取引等監視委員会の勧告・告発等の推移(2)

●課徴金納付命令に関する勧告

年度	21	22	23	24
勧告件数	53	45	29	37

主な勧告事例:公募増資に関連したインサイダー取引事案(次頁参照)

●犯則事件の告発

年度	21	22	23	24
告発件数	17	8	15	7

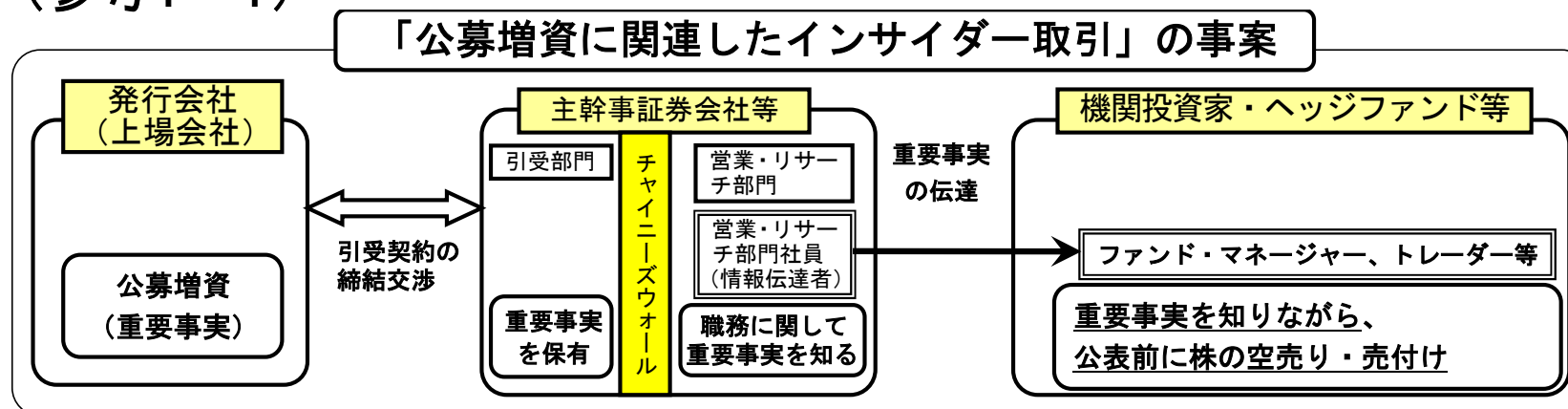
主な告発事例

オリンパス(株)に係る虚偽有価証券報告書提出事件(平成24年3月他)

AIJ投資顧問(株)による投資一任契約の締結に係る偽計事件(平成24年7月他)

(注)平成25年1月末現在

(参考1-1)



発行会社	公募増資 公表日	主幹事証券会社等	インサイダー取引行為者	課徴金勧告日 (納付命令日)	課徴金額	〈参考〉 ファンドの 得た利得額	〈参考〉 違反行為の 取引金額
国際石油開発帝石	平成 22 年 7 月 8 日	野村證券	(旧) 中央三井アセット信託銀行 (現) 三井住友信託銀行	平成 24 年 3 月 21 日 (6 月 27 日)	5 万円	1,455 万円	1 億 124 万円
日本板硝子	平成 22 年 8 月 24 日	J P モルガン	あすかアセットマネジメント	5 月 29 日 (6 月 26 日)	13 万円	6,051 万円	4 億 6,537 万円
みずほフィナンシャル グループ	平成 22 年 6 月 25 日	野村證券	(旧) 中央三井アセット信託銀行 (現) 三井住友信託銀行	5 月 29 日 (6 月 27 日)	8 万円	2,023 万円	1 億 8,418 万円
東京電力	平成 22 年 9 月 29 日	野村證券	ファースト・ニューヨーク証券 個人	6 月 8 日 (審判手続中)	1,468 万円 6 万円	— —	8,051 万円 44 万円
日本板硝子	平成 22 年 8 月 24 日	大和証券	ジャパン・アドバイザリー合同会社	6 月 29 日 (平成 25 年 1 月 8 日)	37 万円	1,624 万円	5 億 4,178 万円
エルピーダメモリ	平成 23 年 7 月 11 日	野村證券	ジャパン・アドバイザリー合同会社	11 月 2 日 (審判手続終結)	12 万円	564 万円	3,041 万円

(注) ジャパン・アドバイザリー合同会社については、監視委は6月29日に取引調査に基づき行政処分勧告を実施。これを受けて、関東財務局は同日同社に対して投資助言・代理業の登録取消しの処分を実施。

(参考1-2)

「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」の概要 【金融審議会金融分科会インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ報告】(平成24年12月25日)

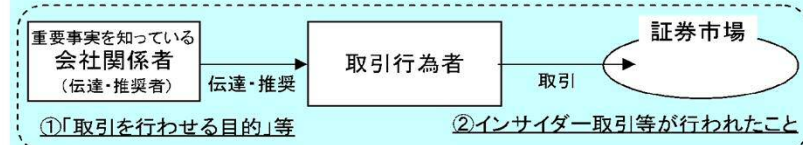
I. 情報伝達・取引推奨行為に対する規制等

○情報伝達・取引推奨行為に対する規制

〔考え方〕

- ・ 情報受領者によるインサイダー取引の発生を防止していくためには、不正な情報伝達をいかに抑止していくかが重要な課題
- ・ 金商法の目的を踏まえ、上場会社の通常の業務・活動に支障が生じないように配慮しつつ証券市場・金融商品取引と結びついた不正な情報伝達・取引推奨を規制

〔規制対象〕



↑
「取引を行わせる目的」等で情報伝達・取引推奨を行い、インサイダー取引等が行われた場合に刑事罰・課徴金の対象

〔上場株券等の仲介業者〕(証券市場の「ゲートキーパー」として公共性の高い役割)

⇒違反行為に対するより実効性のある抑止策

- 課徴金額の： 売買手数料(例えば3ヶ月分)、引受手数料(増資に係る売さばき業務に関連した違反の場合)
- 氏名の公表： 違反抑止の観点から注意喚起のために実行行為者の氏名を公表(補助的な役割を担った者を除く)

※上記規制の対象とならない情報漏えいについては、法人関係情報の適切な管理を定めた業規制により抑止を図っていく

○その他

- ・ 機関投資家等の運用担当者等が取引上の立場を利用して重要事実を要求するなどにより、インサイダー取引を行った場合
- ⇒注意喚起のため違反行為の中心的役割を担った者等の氏名を公表(不公正取引を反復して行った者についても氏名を公表)

II. 「他人の計算」による違反行為に対する課徴金の見直し

○資産運用業者が顧客の計算で違反行為を行った場合

〔考え方〕

- ・ 資産運用業者は、違反行為によって将来にわたり継続的に運用報酬を維持・増加させることが可能
- ・ 資産運用業者が違反行為によって得る利得は違反行為に係る対象銘柄に対応する部分だけでなく、顧客からの運用報酬全体に及んでいる
- ⇒運用報酬を継続的に得ることが可能であることを踏まえ、一定期間(例えば3ヶ月)の運用報酬全体を基準として課徴金額を計算

(参考) 現行の課徴金額の計算方法

$$\text{運用報酬(月額)} \times \frac{\text{対象銘柄の最大額}}{\text{運用財産の総額}}$$

III. 近年の金融・企業実務を踏まえた規制の見直し

○公開買付け等に係る規制の対象者の範囲拡大

○公開買付け等事実の情報受領者が行う一定の取引に係る適用除外

○重要事実を知っている者の間での取引に係る適用除外

○重要事実を知る前の契約・計画に基づく売買等の適用除外

IV. インサイダー取引等の未然防止等に向けた取組み

○金融庁・証券取引等監視委員会における取組み

○金融業界における取組み

○金融商品取引所における取組み

(参考1-2)

(参考)近年の金融・企業実務を踏まえた規制の見直し等

Ⅲ. 近年の金融・企業実務を踏まえた規制の見直し

○公開買付け等に係る規制の対象者の範囲拡大

⇒公開買付者等から伝達を受けた被買付企業が、インサイダー取引規制の対象者に当たることを明確に位置付け

※現在、被買付企業については、公開買付者等との間の契約の存在等によりインサイダー取引規制を適用

○公開買付け等事実の情報受領者が行う一定の取引に係る適用除外

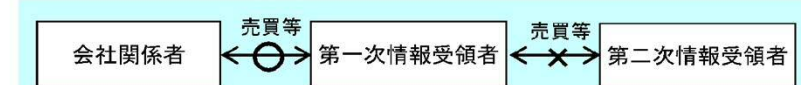


・現在、公開買付け等事実の情報受領者による被買付企業の株券等の買付けは、公開買付者等が当該事実を公表するまで原則禁止

⇒情報受領者が公開買付けを行う場合に「公開買付開始公告」及び「公開買付届出書」に伝達を受けた情報を記載した場合には適用除外

⇒情報受領者が最後に伝達を受けてから相当の期間(例えば6ヶ月)経過した場合には適用除外

○重要事実を知っている者間での取引に係る適用除外



・現在、第一次情報受領者と第二次情報受領者との間で行う取引は適用除外の対象外

⇒第一次情報受領者と第二次情報受領者との間の取引も適用除外の対象とする

○重要事実を知る前の契約・計画に基づく売買等の適用除外

・現在は、限定列挙による適用除外

⇒売買等の具体的な内容が事前に定められているなど、裁量的でないものについて、包括的に適用除外を規定することにより、適用除外範囲を拡大

Ⅳ. インサイダー取引等の未然防止等に向けた取組み

○金融庁・証券取引等監視委員会における取組み

・課徴金事例集についてより実務の参考となるよう取り組む等

○金融業界における取組み

・証券会社における法人関係情報の管理態勢の点検・改善等を継続
・日証協の自主規制ルールの見直し、エンフォースメントの強化等

○金融商品取引所における取組み

・不正な情報伝達を行った者の所属する上場会社に対する情報提供・注意喚起
・スクープ報道がされた場合の適切な開示に向けた取組み

(参考2-1:AIJ投資顧問事案)

- 投資一任業務に関して、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況（投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為等）

【事実関係等】

- 当社は、投資一任契約を締結している顧客に対し、かかる投資一任契約に基づく運用対象資産として当社が運用している外国投資信託(以下「当該ファンド」という。)の買付けを指図しているが、顧客に対して当該ファンドの各サブファンドについて虚偽の基準価額を算出・報告していた。
虚偽の基準価額は、当社社長が自らの相場観に基づき決定した一定の数値をもって算出し、当該ファンドの管理会社の取締役でもある当社取締役から当該ファンドの販売証券会社に対して伝えられていた。
当社は投資一任契約の締結の勧誘について、少なくとも平成19年10月以降、66の顧客に対し、販売証券会社と一体となって虚偽の基準価額や当該基準価額に基づく運用実態が記載されたリーフレットを配布し、投資一任契約の締結の勧誘を行っていた。
- 当社は、金融商品取引法第42条の7第1項の規定に基づく運用報告書の記載事項のうち、有価証券の価額について、虚偽の基準価額を用いて記載をし、かかる運用報告書を顧客に交付していた。
- 当社は、第22期事業報告書(平成22年1月1日から同年12月31日の事業年度)において、平成22年12月31日現在の運用資産の総額について、当該ファンドの受託銀行の代理人が算出している各サブファンドの基準価額等に基づかない虚偽の計数を記載し、かかる事業報告書を関東財務局長に提出していた。
- 当社は、顧客の財産の運用に当たって、著しく価値が毀損していることを知りながら自らが偽装した虚偽の基準価額をもって当該ファンドを購入することを指図していた。
また、当社は、当該ファンドが出資している投資事業組合(当社社長が実質的に支配)に解約請求に係る外国投資信託受益証券を虚偽の基準価額で買い受けさせているなど、ファンドの財産を不当に流出させていた。
このように、当社は投資運用業者として、権利者である顧客のため忠実に業務を行っていないと認められる。

【留意点】

- 投資一任業者は、運用を委託した投資者に対して受託者責任を負っており、金融商品取引法においても、忠実義務、善管注意義務、分別管理義務等が課せられている。
- 本件は、当社が運用している外国投資信託について、虚偽の基準価額を算出し、当該基準価額を用いて投資一任契約の締結の勧誘や運用報告書の作成等をしていたものであり、投資者保護上、極めて悪質な行為である。
- また、関東財務局長に虚偽の計数を記載した事業報告書を提出する行為は、監督当局による適切な監督事務の遂行を阻害する行為であり、極めて悪質である。

(参考2-2)

AIJ投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る
規制・監督等の見直し(案)(平成24年9月4日公表、抄)

1. 第三者(国内信託銀行等)によるチェックが有効に機能する仕組み(「基準価額」や「監査報告書」が国内信託銀行に直接届く仕組みなど)
 - 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」「監査報告書」の直接入手、ファンドの「基準価額」等の突き合せ(府令改正)
2. 顧客(年金基金等)が問題を発見しやすくする仕組み(運用報告書等の記載内容の充実など)
 - 運用報告書等の記載事項の拡充(法律・府令改正)・交付頻度の引上げ(法律・府令改正)
 - 年金基金の「プロ成り」要件の限定(法律・府令改正)、等
3. 不正行為に対する牽制の強化
 - 投資一任業者等による顧客に交付する運用報告書等の虚偽記載、勧誘の際の虚偽告知、投資一任契約の締結に係る偽計に対する罰則の引上げ(法律改正)
4. 投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し
 - 事業報告書の記載事項の拡充、投資一任業者に対する監督の強化及び検査の強化、検査・監督の強化のための体制整備(府令改正等)

第6: 検査実施状況等

業務の種別等	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	検査対象先数
第一種金融商品取引業者	138	117 (20)	91	91	85	315
登録金融機関	32	25 (4)	24	28	32	1,135
投資運用業者	26	15 (6)	18	15	9	321
投資法人	10	7 (1)	9	6	2	48
信用格付業者	—	—	—	0	4	7
第二種金融商品取引業者	2	1 (1)	23	6	14	1,294
投資助言・代理業者	21	58 (35)	44	36	40	1,108
適格機関投資家等特例業務届出者	0	0 (0)	1	2	6	3,218
金融商品仲介業者	1	0 (0)	1	1	9	705
自主規制機関	1	5 (2)	5	1	0	12
その他	2	0 (0)	0	0	1	
合計	233	228 (69)	216	186	202	

↓
検査対象業者数 約8千社

問題点が認められた業者等	121	112 (35)	123	101	85
証券検査結果に基づく勧告	28	18 (4)	21	19	16

(注1) 検査実施件数は着手ベース。

(注2) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。

なお、20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数である。

(注3) 検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。

(注4) 検査対象先数は、平成24年3月末時点のものである。また、複数の業務の種別の登録を受けている場合は、全ての業務の種別に計上している。

(注5) 「問題点が認められた業者等」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社等という。

第7:平成24年度における検査指摘事項(1)

1. 投資運用業者

- (1) 投資一任契約に係る善管注意義務違反
- (2) 異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等
- (3) 投資一任契約締結に関し、忠実義務を果たすための内部管理態勢に不備が認められる状況
- (4) 純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況
- (5) 権利者から出資を受けた金銭を流用する行為

【指摘事例：1】

○ 投資一任契約に係る善管注意義務違反

【事実関係等】

- 当社において、下記のとおり、金融商品取引法第42条第2項に定める、善良なる管理者の注意義務に違反する状況が認められた。
- ① A厚生年金基金との年金投資一任契約に基づく出資先である乙号投資事業有限責任組合について、出資前の調査等が不適切な状況
- (1) 運用を委託された資産全額について、未公開株を投資対象とする乙号組合に出資することが、運用方法として適合しているかどうかに関し全く調査・確認を行っていない。
 - (2) 乙号組合の運営者に関して十分な調査を実施していないほか、乙号組合が投資する予定の未公開企業の実態等の把握が著しく不十分である。
- ② 乙号組合に対する出資後のモニタリング等が不適切な状況
- (1) A基金に対する運用報告が不適切な状況
A基金に提出した四半期運用報告書において、上場予定が白紙となっている乙号組合の投資先未公開企業に関して十分な確認を行わず、上場時期が確定している旨の内容を記載している。
 - (2) 乙号組合に対するモニタリングが不適切な状況
上場予定が白紙となった投資先未公開企業に対し、合理的な理由なく追加投資が行われたことについて、適切な措置を講じなかった。また、乙号組合への出資が妥当であるかについて定期的に見直しを行う等のモニタリングを実施していない。
- また、当社においては、上記の年金投資一任契約以外の一任契約に基づく運用において、当社のグループ会社等で組成・販売等した公募外国投資信託に関し、当該外国投資信託の管理会社との間で投資一任契約を締結し、当該外国投資信託に係る投資判断を行っているが、当該投資判断等について、善良なる管理者の注意義務に違反した事例が認められた。

【留意点】

- 本件は、年金基金の事務長(当時)が、特定のファンドに投資するため、その意向どおりに投資する運用業者を選んで契約を締結する等、中心人物として本件を主導した案件であったが、投資運用業者において、善管注意義務を適切に果たしていなかったものである。
- 金融商品取引業者が投資運用業を行う場合においては、金融商品取引法において、「権利者に対して善良な管理者の注意をもって投資運用業を行わなければならない」と規定されている。
- 投資一任契約に基づく投資の決定に当たっては、顧客による投資の適合性を把握することが重要であるが、当社における、左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。当該投資により、顧客に多大な損失が発生する結果となっている。
- 今後とも、投資運用業を行う金融商品取引業者において、投資対象を決定するに際し必要な調査が十分でない等、権利者に対する善良な管理者としての注意義務に違反する行為が認められた場合においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

【指摘事例:2】

○ 投資一任業者に係る善管注意義務違反について

【事実関係等】

○ 当社の投資一任業務における投資決定のための必要な調査等(以下「デューデリジェンス」という。)の態勢を検証したところ以下のとおり、十分な調査等を行っていない状況が認められた。

① 企業年金基金等との投資一任契約の締結に係る経緯

当社は、企業年金基金等からの依頼に応じ、投資一任契約を締結し、証券会社から優先出資証券等を買付けている。

しかし、当該買付けに当たっては、投資一任契約の締結以前から、企業年金基金等と証券会社との間で、投資対象の優先出資証券等及びその買付価格について交渉しているなどとして、当社は価格交渉に十分に関与していないほか、価格の妥当性の検証を行っていないまま、証券会社からその価格を提示されている。

② A優先出資証券の買付価格について十分な調査等を行っていない状況

当社は、A優先出資証券について、同じ証券会社から、甲株式会社及び乙企業年金基金(以下「両社」という。)に示された価格の提示を受け、買付けを行っている。

当社は、当該優先出資証券への投資に当たって、投資政策委員会において買付価格の妥当性についての議論を行わないまま、両社が証券会社から提示されていた価格で投資決定している。

このため、両買付けは、同じ証券会社からの受渡日が同一のほぼ同時期の買付けであるにもかかわらず、その買付価格には乖離が生じているが、当社は、証券会社から提示された価格で買付けを行っている。

当社においては、上記の状況に関して、証券会社に確認を行うなどの検証を行っておらず、より良い価格で執行できるか等の確認も行っていない。

③ B優先出資証券を担保資産とするリパッケージ債の買付価格について十分な調査等を行っていない状況

当社は、証券会社から、リパッケージ債の利回り等について、丙企業年金基金に示された条件の提示を受け、買付けを行っている。

しかしながら、当社は、当該リパッケージ債の利回り等の条件が、担保資産の価格等に照らして妥当なものか否かについて検証を行っていない。

また、当社は、担保資産の価格が下落している状況を把握しているにもかかわらず、証券会社に対して更なる利回り改善の余地について、十分な確認を行っていない。

さらに、当社は、最終買付決議を行うにあたり、当該リパッケージ債について、投資政策委員会において、買付価格の妥当性についての説明・議論を行わないまま買付けを決議している。

④ その他の投資対象資産の買付価格について十分な調査等を行っていない状況

当社は、上記②及び③以外の投資対象資産についても、価格交渉に関与しておらず、投資政策委員会においても買付価格の妥当性についての議論を行わないまま投資決定し、証券会社の提示する価格のまま取引を執行している。

【留意点】

○ 監視委員会では、AIJ事件の発生等により、金融庁が投資一任業者に対して実施した一斉調査の結果等に基づき、投資一任業者への集中的な検査を実施しており、その一環として、当社に対し検査を行ったもの。

○ 金融商品取引法上、金融商品取引業者が投資運用業を行う場合においては「権利者に対して善良な管理者の注意をもって投資運用業を行わなければならない」と規定されている。

○ 市場性のある金融商品に対する投資の決定に当たっては、顧客のためにより良い価格で執行することが重要であるが、当社における、左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。

○ 今後とも、投資運用業を行う金融商品取引業者において、投資対象を決定するに際し必要な調査が十分でない等、権利者に対する善良な管理者としての注意義務に違反する行為が認められた場合においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

【指摘事例:3】

○ 顧客の勧誘に際し異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等

【事実関係等】

- 当社が投資一任契約の締結を勧誘するに際して使用している3種類の運用商品(「A戦略」、「B戦略」及び「C戦略」の3種類の戦略で運用するもの。)の顧客勧誘資料に、以下のとおり、不適切な記載が認められた。
- ① 異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等
 当社は、A戦略に係る顧客勧誘資料に記載した月次の運用実績値(以下「実績値」という。)について、一部の期間において、A戦略ではない他の運用商品にて運用を行っている既存顧客の実績値を使用し、かつ、当該実績値を加工して表示していた。
 また、当社は、他の期間においても、A戦略に係る既存顧客の実績値を使用しているが、当該実績値についても、実績値そのままではなく、加工して表示していた。
- ② 勝率等の数値に係る不適切な記載
 当社は、B戦略に係る顧客勧誘資料において、当該運用商品の収益率を並べた表を記載し、当該表を基に算出した勝率、累積リターン、年率リターン等を表示している。
 しかしながら、当社は、当該勧誘資料において、一部の収益率については、シミュレーションに基づく数値(以下「バックテスト結果」という。)を記載しているにもかかわらず、その旨を注記では明示していない。
 また、当社は、勝率、累積リターン、年率リターン等の数値について、バックテスト結果を記載した期間も通算して算出した数値を表示しているため、当該勧誘資料における各数値は、実績値から大きく乖離したものとなっているが、バックテスト結果を記載した期間も通算して算出している旨の注記をしていない。
 当社はこのような顧客勧誘資料を、他の運用商品も含めた3種類の運用商品において、少なくとも47の年金基金に対して配付している。
- ③ 複数の既存顧客の実績値を混在させた不適切な記載
 当社は、平成24年2月に配付したC戦略に係る顧客勧誘資料において、C戦略の既存顧客の実績値として月次の収益率を記載している。
 しかしながら、当社は、当該実績値について、同一の既存顧客の実績値を記載せず、複数の既存顧客の実績値を混在させて記載している。
 なお、当社は、このような顧客勧誘資料を少なくとも24の年金基金に対して配付している。

【留意点】

- 監視委員会では、AIJ事件の発生等により、金融庁が投資一任業者に対して実施した一斉調査の結果等に基づき、投資一任業者への集中的な検査を実施しており、その一環として、当社に対し検査を行ったもの。
- 金融商品取引業者等においては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる行為として、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」が禁止されている。
- 当社における、左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。
- 今後とも、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為等、金融商品取引業者等の禁止行為が認められた場合においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

第7：平成24年度における検査指摘事項(2)

2. 投資助言・代理業者

- (1) 無登録業者に対し投資助言業務を委託している状況
- (2) 無登録で集団投資スキーム持分・投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況
- (3) 著しく不当な勧誘を行っている状況
- (4) 業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況
- (5) 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
- (6) 前回検査指摘事項に対する履行が不適切な状況
- (7) 業務の方法の変更届出未済等
- (8) 標識の未掲示
- (9) 説明書類の未縦覧
- (10) 法定書面に係る不備等
- (11) 広告記載事項の不備
- (12) 金融商品取引契約の解除時における前払報酬の過少返還
- (13) 顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為

第7:平成24年度における検査指摘事項(3)

3. 第一種金融商品取引業者

- (1) 法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法人関係情報を提供した勧誘行為等
- (2) 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等
- (3) 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況
- (4) 支払い不能に陥るおそれのある状況
- (5) 報告徴求命令に対する事実と異なる報告
- (6) 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等
- (7) 業務運営に関し重大な問題が認められる状況
- (8) 顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、FX取引に係る契約を継続する行為

《続き》

- (9) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- (10) 上場優先出資証券の相場を変動させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら当該優先出資証券に係る買付けの受託等をする行為
- (11) 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況等
- (12) 電子情報処理組織の管理が十分でない状況
- (13) 信用取引にかかる保証金の不適切な取扱い
- (14) 自己資本規制比率の算出誤り等
- (15) 機微情報に係る管理態勢の不備

【指摘事例：1】

- 法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法人関係情報を提供した勧誘行為等

【事実関係等】

- 当社においては、以下のとおり公募増資案件に係る法人関係情報の管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及びそのような状況のなか法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為が認められた。
- ① 法人関係情報に関する管理について必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況
- (1) コンプライアンス態勢に係る問題
内部管理部門役職員が、法人関係情報の管理態勢の適正性を過信していたことなどから、(2)から(4)のとおり、内部管理部門の牽制機能が十分に発揮されていない状況が認められた。
- (2) チャイニーズ・ウォールを越えた情報の伝達
営業部署の職員は、恒常的に公募増資案件に係る情報を保有する他部署から、積極的に情報を取得し、営業に活用することが常態化していた。
- (3) セールス側から社内アナリストへの積極的な情報取得
営業部署の職員は、社内アナリストに執拗に接触を行い、公募増資案件に係る法人関係情報を積極的に取得していた。
- (4) 営業部署内での情報共有
営業部署内において法人関係情報の共有が行われた。
- ② 法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況
当社A部長は、甲社株式の公募増資案件に係る法人関係情報を入手し、部下のB課長とともに、顧客に対し、当該情報が公表される以前に、当該情報を提供し甲株式の売買及び公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められた。
また、その他にも公募増資案件に係る法人関係情報を顧客に提供して勧誘した可能性が高い複数の事例が認められた。
- 当社経営陣は、上記の実態を把握していなかったという点において、法人関係情報に関する実効的な管理・監督が十分行われておらず、経営管理態勢は十分なものではなかった。

【留意点】

- 監視委員会では複数の公募増資案件に係る機関投資家のインサイダー取引に関して平成24年3月から5案件で課徴金を勧告。これらの事案において金融商品取引業者から法人関係情報が提供されていた可能性が疑われたことから特別検査を実施。
- 証券会社においては、市場のゲートキーパーとして市場の公正・透明性の確保が求められているところであり、金融商品取引法等の法令において、
- ① 法人関係情報に係る厳格な管理の義務付け
② 有価証券の発行者の法人関係情報を顧客に対し提供して勧誘する行為の禁止が規定されている。
- 当社における、左記事実関係に係る状況は、金融商品取引法等の法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。
- 今後とも、法人関係情報の管理態勢等に不備が認められた場合等、金商業者等としての責務を果たしていない状況においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

【指摘事例：2】

○ 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況

【事実関係等】

- ① 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況
 当社は、検査基準日（平成24年11月28日）現在、預金勘定に214百万円を計上しているものの、実際は、うち200百万円は存在しておらず、真正な預金残高は14百万円となっている。
 真正な預金残高等を踏まえた検査基準日現在の純財産額は、法定の額（5千万円）に満たない額となっているほか、自己資本規制比率についても、法定の比率を著しく下回る状況となっている。
- ② 当局に対する虚偽報告
 当社は、関東財務局長からの報告命令（以下「報告徴求命令」という。）に対して、220百万円の預金残高がある旨を記載した虚偽の報告書を提出し、報告徴求命令に基づくモニタリング調査においても、虚偽の報告をしていた。
- ③ 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況
 - (1) 顧客区分管理必要額の信託不足
 今回検査において、顧客区分管理必要額の算定根拠となる顧客からの預り金（以下「顧客預り金」という。）を確認したところ、116百万円の信託不足が発生している。
 - (2) 区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用している状況
 上記(1)において、当社A取締役は、当社会長から指示を受け、平成24年8月31日以降、部下に指示の上、数度に亘り顧客区分管理信託額から取り崩し、125百万円を貸付金（立替金）や当社の運転資金等に流用している。
 日々の顧客区分管理必要額の算定時は、顧客預り金を過少に計上することで、顧客区分管理必要額を過少に算定し、余剰額（本来の顧客区分管理必要額との差額）を運転資金等として費消している。
- ④ 支払い不能に陥るおそれのある状況
 当社における今後の収入、支出見込み額を踏まえると、平成24年12月25日には支払不能の状況になる。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営を遂行するとともに、財務の健全性確保に努めることが求められている。
- 特に、第一種金融商品取引業者については、投資者保護に万全を期す観点から、
 - ・財務の健全性を確保するため、純財産額や自己資本規制比率を維持する義務
 - ・万一の破綻時において、金融商品取引業者に財産を預けている顧客に被害が及ばぬよう、厳格に区分管理する義務
 が規定されている。
- 当社における左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であり、さらに、金融商品取引業者が、監督当局による報告徴取命令に対して、事実と異なる報告を行うことは、監督当局における金融商品取引業者の業務状況の把握を困難ならしめる等、極めて悪質な問題である。
- 今後とも、本件のような事実が認められた場合には、迅速かつ厳正に対処していく。

【指摘事例:3】

○ 報告徴取命令に対する事実と異なる報告

【事実関係等】

○ 当社は、平成23年2月、東海財務局長(以下「当局」という。)から、当社営業員に法令等に反する行為が認められたとして金融商品取引法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴取命令を受け、当該法令等違反の再発防止のための改善・対応策等(以下「改善・対応策」という。)をとりまとめた報告書(以下「報告書」という。)を、同年3月、同年6月、同年9月に当局に提出しているが、今回検査において、報告書の内容を検証したところ、以下のとおり事実と異なる報告を行っていたことが認められた。

1. 報告書においては、平成22年5月開催の営業・コンプライアンス会議で指示した面談基準に該当する顧客に対し顧客面談を実施したとする改善・対応策について、実施内容を「対象者164名、面談済み164名」としているが、実際には、当該会議で指示した面談基準に該当する対象者は284名であり、顧客面談を実施済みの者は185名であった。

2. 報告書においては、証券担保ローン利用顧客に対して当社代表取締役社長(以下「社長」という。)が半年に1回面談を実施するとした改善・対応策について、社長が対象者5名に対し面談を行ったとしているが、実際には、社長が面談した顧客は1名であった。

当社は、当局による報告徴取命令を受けた改善・対応策の実施及び報告書作成の業務を全て内部管理統括責任者に担当させていたが、他の社員による検証等や経営陣における改善・対応策の実施の確認、検討が行われておらず、会社として牽制が機能していない状況にあり、当社における金融商品事故等の防止態勢は極めて不十分である。

【留意点】

○ 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令の遵守は当然であるが、それに加え、監督当局による金融商品取引業に関し法令に基づいてする処分についても適正に対応することが求められている。

○ こうした観点から、当局の報告徴取命令に対して、事実と異なる報告を行うことは、監督当局における金融商品取引業者の業務状況の把握を困難ならしめ、極めて悪質である。

○ また、金融商品取引業者は、投資者保護の観点から、金融商品事故等を防止するために、会社としての牽制機能を構築し、役職員に対する法令等遵守意識の構築に向けた取組み等を通じた内部管理の充実・強化が求められる。

○ 今後とも、金融商品事故等の防止の取組みに対する経営陣の関与を含めた牽制機能の発揮や、再発防止策に係る監督当局の報告徴取命令への対応状況について不備が認められた場合には、厳正に対処していく。



【指摘事例：4】

○ 業務運営に関し重大な問題が認められる状況

【事実関係等】

- 当社は、インターネットを経由した通貨関連店頭デリバティブ取引を主たる業務としており、当社の米国籍のグループ会社（以下「外部委託先」という。）が提供するシステム（以下「FXシステム」という。）を使用して業務を行っている。

イ システムの管理及び運用状況に重大な問題が認められる状況

当社は、システム障害発生時に必要な対応手順及び手段を具体的に定めておらず、また、FXシステムの管理及び運用についても、金融商品取引業者として、その業務の根幹をなすFXシステムの基本的な内容すら把握していない状況にある。

更に、当社では、システム障害を含む様々なシステム上の問題（以下「システム上の諸問題」という。）が繰り返し発生しており、このなかには発生原因が把握されていないものも認められている。当社は、こうしたシステム障害への対応について、外部委託先の調査結果をそのまま受け入れるのみであり、システム障害が顧客に与える影響やその発生原因について主体的に調査・検証を行っていないなどの状況にある。

したがって、当社では、今後も同様のシステム上の諸問題が発生する可能性が十分にあり、顧客取引に影響を与えかねない状況となっているものと認められる。更に、当社において重大なシステム上の諸問題が発生した場合、当社で適切に対応することは困難な状況となっているものと認められる。

ロ 顧客対応が杜撰な状況

上記イのとおり、当社においては、システム上の諸問題が繰り返し発生しているが、当社は、システム上の諸問題に係る顧客対応について、顧客からの照会・苦情があったものについてのみ対応し、他の関係する顧客に対し必要な対応を取っていない事例等が認められた。

このように、当社は、システム上の諸問題等に伴う顧客対応について主体的に取り組んでおらず、関係する顧客に対し必要な対応を取っていないものが多数認められ、本来であれば訂正処理等を行うべき顧客取引を放置しているなどの状況が認められた。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、その業務の特性を十分に認識したうえで、その特性に応じた業務管理態勢及びシステム管理態勢の整備を行うことが求められている。
- しかし、当社は、インターネットを経由したFX取引を主たる業務としているにもかかわらず、FXシステムについて基本的な内容すら把握していないなど、当社のシステム管理及び運用の状況は極めて不適切である。
- また、システム上の諸問題等の発生時における顧客対応も主体的取組みに欠け、著しく杜撰な状況が認められることは、投資者保護上、重大な問題である。
- 今後とも、金融商品取引業者の特性に応じ、システムの管理及び運用状況については、重点的に検証していく。

第7:平成24年度における検査指摘事項(4)

4. 登録金融機関

- (1) 証券事故の該当性を検討する態勢が整備されていない状況
- (2) 契約締結時交付書面の交付が遅滞している状況
- (3) 「疑わしい取引の届出」の未提出
- (4) 店頭デリバティブ取引に係る中途解約精算金の試算額を説明していない状況
- (5) 顧客の注文を適切に発注する体制が整備されていない状況
- (6) 登録事項の変更届出が行われていない状況
- (7) 誤った事業報告書が提出されている状況
- (8) 個人情報情報の漏洩、滅失等の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
- (9) 反社会的勢力との取引遮断のための体制が不十分な状況

第7：平成24年度における検査指摘事項(5)

5. 第二種金融商品取引業者

- (1) 本人確認等義務違反
- (2) ファンドの契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- (3) 自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況
- (4) ファンドに関し、著しく不当な行為を行っている状況
- (5) 事実と異なる内容により登録を受けている状況
- (6) 特定投資家に係る告知義務違反
- (7) 業務の内容・方法等に変更があった場合の届出未済
- (8) 分別管理が確保されていない状況で私募の取扱いを行う行為

第7：平成24年度における検査指摘事項(6)

6. 適格機関投資家等特例業務届出者

- (1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関し、顧客に対して虚偽のことを告げる行為
- (2) 組合事業の目的外となる資金の貸付け及び組合資金の流用等
- (3) ファンド出資金の流用
- (4) 第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業

ご清聴ありがとうございました

情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

tel: 03-3581-9909

年金運用ホットラインは

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

tel: 03-3581-9854